

なが せ ひで き

永瀬秀樹の歩く眼

第10号

防災と医療

川口市地域災害医療体制について

東日本大震災から3年が過ぎました。私たちは幸運にも大きな被災を免れ、次の災害に備える時間を与えられました。

その幸運を活かして、「今なすべきことをしっかりとやる」。

震災の悲惨な記憶に目を背けることなく、震災から得た教訓をしっかりと生かし、次の大災害が襲来した時に最小限の被害にとどめるよう、備えていくこと。

永瀬秀樹は防災と医療をいちばんに取り組んでいます。

市議会の一般質問とは、あらかじめ質問内容を伝えておきます。
答弁側は、その質問を調べ、考え、まとめ、答えることで、その案件は、市の約束に変わっていきます。
何を質問して大事なことを引き出し、前に進めるか？これが市議会議員のセンスであり、大事な仕事なのです。

川口市議会で、私は4度目の一般質問をさせていただきました。これから6回シリーズで、その報告をさせていただきます。

●災害を予測することは難しく、発生を止めるることはできません。しかし、事前の対策と災害時の備えを行うことで、被害を小さくできます。

どのような災害時でも、最も大切な市民の生命と健康を守ること。これが行政に課せられた大きな使命です。

●病院が、適切な災害対応計画を持っていることが、大事故災害対応の鍵を握る重要な要素です。東日本大震災で得た貴重な教訓を生かし、来るべき大災害への準備はどうなっているのか？首都直下地震に備えた川口市地域災害医療体制についてお聞きしました。





2011年4月7日 被災4週間後の宮城県南三陸町志津川。

海の幸に恵まれた美しい入り江の町が、津波に呑みこまれ約3,200世帯の家が流されてしまった。

1 川口市地域防災計画の被害想定について

永瀬秀樹の質問概要

●災害への備えの第一歩は、被害の想定からはじまります。昨年11月28日埼玉県から、東京湾北部地震による被害想定が発表されました。それは、

死者最大585人、負傷者7,215人、

建物全壊13,380棟、火災消失1,572棟とされています。埼玉県はこの想定を基に、明確な減災目標を立てた地域防災計画を年度内に策定します。

●県の想定での川口市の被害予測は、
死者最大288人、負傷者2,838人、

建物全壊5,596棟、火災消失149棟とされています。昨年3月に発表された川口市防災アセスメント調査業務の被害想定はというと、

死者1,766名、負傷者数9,419名、うち重症者数3,522名、市内の木造家屋の全壊率は37.3%、家屋の焼失率は82%ときわめて高く、これに液状化、傾斜地崩壊被害なども、県と大きく異なります。今後、どの被害想定に基づき見直しをするのか、川口市の見解を聞きました。

川口市の答弁

●ご指摘通り、川口市と県の発表との被害想定は異なっています。これは、市の調査に活用した震度分布と、県のものに違いがあったからです。

●本市でも、独自の被害想定を策定し直し、今年度の地域防災計画の改訂では、議員の指摘も踏まえ、県と市の違いの調整を図り、万全の対応を取れるよう進めます。**との答弁を頂きました。**

2 医療センターの 大事故・災害対応について

永瀬秀樹の質問概要

- 災害発生時に、災害医療の中心を担う病院として、各都道府県、原則1カ所以上の災害拠点病院が整備されています。川口市では、市立医療センターと埼玉県済生会川口総合病院が、埼玉県の災害拠点病院指定を受けています。
- 災害拠点病院は、24時間災害に対する緊急対応ができる、被災地域内の傷病者の受け入れと搬出が可能な体制を持つなど、4つの機能を備えることが要件です。
- なかでも川口市立医療センターは、埼玉県の基幹災害拠点病院であり、災害時にその役割が大いに期待されています。基幹災害拠点病院としての、現在の医療体制をお聞きしました。
- さらに、災害時の病院インフラ、計画、訓練、後方支援体制、長期化への対応策、地域災害医療コーディネーターの設置など9項目にわたり、今後の取り組みについて提案を行いました。

川口市の答弁

● 市立医療センターはこれまで、災害拠点病院として、大規模・広域災害発生時の行動、多数傷病者発生時の受け入れ等についてマニュアルを定め、災害時に速やかに非常体制に移行できる訓練を実施。必要な資器材、医薬品、電力、水道、ガス、燃料等の備蓄に努めてきました。

● 現在も、基礎自治体として、地域災害医療体制の構築は重要との認識を深め、新たに、被災が広域・長期化した場合を想定した災害対策マニュアルの改訂や災害時医療継続計画の策定などに取り組んでいます。

● さらに今後も、永瀬議員から頂いた提案を踏まえ、より万全の対策、災害対策のスタッフ全員への周知と実行可能な訓練の実施、近隣の民間事業者との連携強化、地域災害医療コーディネーターの設置などについて導入を図っていきます。

との答弁を引き出しました。



3 大規模災害に備えるための国、県との連携について

永瀬秀樹の質問概要

- 巨大災害への備えは、一基幹災害拠点病院、一基礎自治体、では対応能力に限界があります。東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法が2度にわたり改正されました。
- 今後の地域災害医療体制を構築するために、市、医療センターそれぞれが今回の法改正により、どのような支援を受けられると考えているか。また今後、国、県にどのようなことを要望すべきと考えているか、お聞きしました。

川口市の答弁

- 今回の法改正で、被災により川口市役所が機能しなくなった場合、市に代わって国や県が災害対応の支援を行う。川口市が被害状況の報告をできなくなった場合、国や県が市に代わって情報収集等を行う。いち早く災害規模を把握し、災害の復旧に必要な支援が迅速に行われることが確認されました。

- また、今後の要望としては、

▶川口市立医療センターは、基幹災害医療センターとしての役割を果たすためにも、食糧や医療資器材等の備蓄は必要と考えています。国、県に対しては、食糧や医療資器材等の備蓄について支援をいただけけるよう、要望してまいります。

▶川口市では、現在、改訂中の川口市地域防災計画に基づき、川口市医師

会、川口保健所など、関係機関及び関係団体等と協議し、医療体制を構築中です。

協議では必要な課題を抽出し、国、県に要望していきたいと考えています。

との答弁をいただきました。



南三陸町、志津川高校避難所にて

**永瀬秀樹はこれからも、
川口市が快適な暮らしの環境をつくり、
川口市民が生きがいを持ち、
安全で健康で幸せに暮らせるまちとなるよう、全力で活動していきます。
さらなるご支援、よろしくお願ひします。**

あなたのご意見をお聞かせください。

川口市議会議員 永瀬 秀樹
〒332-0012 川口市本町1-6-10
Tel. 048-223-6050
Fax. 048-223-6170